

## 自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、保育所、幼稚園等の保育施設等における自然体験活動を支援することにより、子ども達が自然に触れる機会を増やし、鳥取県の特徴の一つである「豊かな自然」を活かした子育て環境の充実を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度実施要綱（平成29年3月31日付第201600199109号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長通知。以下「実施要綱」という。）第4条第2項により認証された園（以下「認証園」という。）の事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、保護者が負担すべき経費及びその他の収入を除き、認証園が行う実施要綱第2条第1項第1号に規定する自然体験活動（以下「対象事業」という。）に係る補助対象経費（別表の第1欄に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ）の額と第2欄に定める限度額を比較して少ない方の額（以下「補助基準額」という。）に、補助率（同表の第3欄に定める率をいう。以下同じ）を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、子ども家庭部長（以下「部長」という。）が別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号の1、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲

げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 市町村が行う対象事業に係る補助金の額の増額
- (2) 間接補助金の増額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る補助金の額の増額
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月22日から施行し、平成26年9月1日から実施する補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行し、平成27年4月1日から実施する対象事業から適用する。ただし、第11条第4項の規定については、平成26年度までに交付決定した事業についても適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月20日から施行し、平成29年4月1日から実施する対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から実施する対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行し、平成31年4月1日から実施する対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象経費	2 限度額	3 補助率
<p>自然体験活動に係る経費                      ただし、これらの経費のうち、工事に係る経費、職員人件費（給料等）、保護者が負担すべき経費及びその他の収入を除く。</p>	<p>1施設あたり200千円</p>	<p>1 / 3</p>

様式第1号の1（第4条、第10条関係）

自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業実施計画（報告）書（総括表）

市町村名

もしくは施設名 \_\_\_\_\_

（単位：円）

施設名	総事業費 A	保護者負担金 その他の収入 (予定) 額 B	補助対象経費 C (A - B)	限度額 D	選定額 (CとDのいずれか低い額) E	補助所要額 F (E × 1/3)
計						

※D欄は、別表の第2欄に定める限度額を記載すること。

※F欄に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

他の補助金の活用の有無

活用の有無	有 ・ 無 （※有の場合、以下も記載のこと）
補助金名	
事業内容	
当該補助金に係る問合せ先	担当部署・団体名： 連絡先：

様式第1号の2（第4条、第10条関係）

自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業実施主体別実施計画（報告）書

実施主体（市町村の場合は市町村名と施設名等を記載）	代 表 者 名

自然体験活動に対する園の方針、活動の特色 等							
活 動 内 容 （活動ごとに記載し、必要に応じて記載欄を付け足してください。）	1. 実施期間 2. 実施場所 3. 参加児童数（人）						
	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	計
	4. 内容 5. 交流する地域及び氏名又は講師・インストラクター 6. その他留意事項						
	1. 実施期間 2. 実施場所 3. 参加児童数（人）						
	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	計
	4. 内容 5. 交流する地域及び氏名又は講師・インストラクター 6. その他留意事項						

	<p>1. 実施期間</p> <p>2. 実施場所</p> <p>3. 参加児童数（人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 14.28%;">0歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">1歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">2歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">3歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">4歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">5歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">計</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> <p>4. 内容</p> <p>5. 交流する地域及び氏名又は講師・インストラクター</p> <p>6. その他留意事項</p>						0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	計							
0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	計														
	<p>1. 実施期間</p> <p>2. 実施場所</p> <p>3. 参加児童数（人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 14.28%;">0歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">1歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">2歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">3歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">4歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">5歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">計</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> <p>4. 内容</p> <p>5. 交流する地域及び氏名又は講師・インストラクター</p> <p>6. その他留意事項</p>						0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	計							
0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	計														
	<p>1. 実施期間</p> <p>2. 実施場所</p> <p>3. 参加児童数（人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 14.28%;">0歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">1歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">2歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">3歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">4歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">5歳児 クラス</th> <th style="width: 14.28%;">計</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> <p>4. 内容</p> <p>5. 交流する地域及び氏名又は講師・インストラクター</p> <p>6. その他留意事項</p>						0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	計							
0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	計														

※実施主体が市町村の場合は、施設等ごとに作成すること。

※実施報告書には、別紙及び各自然体験ごとの活動状況がわかる写真を添付すること。

自然体験活動を通じた子どもたちへの効果及び検証

※自然体験活動の実施前と実施後と比較して、子どもたちの成長・効果について記載してください。  
※また、園で作成されている全体的な計画及び指導計画に記載した目指す子どもの姿と比較した検証結果を記載してください。

様式第2号（第4条、第10条関係）

自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金収支予算（決算）書

施設名： \_\_\_\_\_

1 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決算額)	差引増減額	備 考
補 助 金				
自己資金				
合 計				

2 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決算額)	差引増減額	備考 (積算内訳)
小 計				
補助対象外 経費				
小 計				
合 計				

- ※ 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額、差引増減額を記載すること。
- ※ 積算内訳には、単価・部数等、算出根拠が分かる記載とすること。
- ※ 施設全体の収支ではなく、対象事業に係る経費のみ記入すること。
- ※ 支出において区分欄に委託料を計上する場合は、備考欄にその内容について別表の対象経費の支出科目（委託料を除く）ごとに記載すること。
- ※ 決算書には、支出を証する書類（領収書等の写し）を添付すること。
- ※ 実施主体が市町村の場合は、施設ごとに作成すること。

様

職氏名



自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費及び間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費及び間接補助対象経費の実績額について、自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金交付要綱（平成26年8月22日付第201400079167号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者名 印

自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があった自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金について、自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金交付要綱（平成26年8月22日付第201400079167号鳥取県福祉保健部長通知）第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 本補助金の確定額（年 月 日付第 号による確定通知額）	金	円
2 確定額に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額	金	円
4 消費税及び地方消費税額の申告により確定した消費税等相当額	金	円
5 補助金返還相当額（(4 - 3) × 補助率）	金	円

（注）別紙を添付すること。

自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業事業補助金に係る仕入控除税額

- 1 事業実施主体名
- 2 代表者氏名
- 3 所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定（見込）額

円

6 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区 分	課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
	課税売上対応 分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。